

令和2年11月27日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- |   |    |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>(うち石油ストーブ(開放式)1件、ガストーチ1件、<br>草焼きバーナー1件)   | 3件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>(うち電気ストーブ1件、リチウム電池内蔵充電器1件)                               | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>(うちタブレット端末1件、自転車1件、電動アシスト自転車1件、<br>電気炊飯器1件)       | 4件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及<br>び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審<br>議を予定している案件<br>該当案件なし |    |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A201800770、A201900498を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000617	令和2年11月12日	令和2年11月24日	石油ストーブ(開放式)	SX-E331WY	株式会社コロナ	火災	当該製品の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれて引火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	山形県	
A202000618	令和2年10月21日	令和2年11月25日	ガストーチ	なし	デジタルランド株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202000622	令和2年8月18日	令和2年11月25日	草焼きバーナー	GT-200	新富士バーナー株式会社	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月12日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800770	平成31年1月22日	平成31年3月6日	電気ストーブ	10FC	日本電装株式会社 (現 株式会社デンソー)	火災	倉庫で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、ヒーターと電源を接続するコネクター内部において、端子の接続部に緩みが生じたことで、接触不良が生じて異常発熱し、焼損に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、事故原因の特定には至らなかった。	北海道	平成31年3月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900498	令和元年8月27日	令和元年9月19日	リチウム電池内蔵充電器	ET-LI3SL	株式会社アベル (輸入事業者)	火災	商業施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱し、焼損に至ったものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	大阪府	令和元年9月25日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000616	令和2年10月18日	令和2年11月24日	タブレット端末	火災 軽傷1名	電車内で子供(9歳)が落ちた当該製品を拾い上げ、抱えて下車しようとしたところ、当該製品を溶融する火災が発生し、1名が胸部に火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月16日
A202000619	平成27年11月20日	令和2年11月25日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、右手首を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月13日
A202000620	平成23年8月10日	令和2年11月25日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ブレーキをかけたところ、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	山形県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月17日
A202000621	令和2年11月10日	令和2年11月25日	電気炊飯器	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電気ストーブ（管理番号：A201800770）



リチウム電池内蔵充電器（管理番号：A201900498）

